

E T Cカード利用
組 合 員 各 位

兵庫県自動車事業協同組合
理事長 松田 菊次
(押 印 省 略)

ETCカードに関する各種申込書・届出書の押印見直し等について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は本組合の事業に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本組合ではE T Cカードの利用に関する規約で定める各種申込書・届出書の押印見直しに取り組み、令和5年10月1日より書類の一部について押印廃止を行ったところではありますが、引き続き押印を求めていた各種申込書等(指定様式)についても、原則として押印を廃止することとします。

また、郵便物の届け日数の繰り下げや令和6年10月1日からの郵便料金の引き上げに伴うコスト上昇を避けるため、本組合に提出していただく各種申込書・届出書(様式第1号～第18号)及びその手続きに必要な添付書類等については、下記のメールアドレスまたはF A Xでの受け付けもいたします。

なお、E T Cコーポレートカード登録車両の入れ替えやI Cチップ不良等による再発行でE T Cカードを返却される場合は、該当する様式にE T Cカードを添えて従来どおり簡易書留郵便もしくは宅配便で本組合に送付してください。

以上につきご承知おきくださいますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

- 1 実 施 時 期 令和6年10月1日
- 2 メールアドレス hyouji-k3@eos.ocn.ne.jp
- 3 F A X 番 号 (078)322-1068
- 4 補 足 事 項 E T Cカードに関する規約に定める各種申込書・届出書の様式が押印欄の無いものに更新された後であっても、過去に入手または印刷した押印欄のある様式を使用し、任意で押印していただくことは差し支えありません。

E T Cカードの利用に関する規約及び指定様式集(様式第1号～様式第18号)は、組合ホームページアドレス <https://hj-k.or.jp> の組合員様専用ページ(パスワード:hjk55)から、ダウンロードできます。